

神栖市フィルムコミッション事業実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市の魅力を広く発信し、地域振興及び観光客増へ寄与するプロモーションの一環として、市内における映像又は出版物の撮影等を支援するかみすフィルムコミッション事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映像 映画（ビデオ装置を使用するものを含む。）、テレビ及びウェブサイトで放送する番組（コマーシャルを含む。）等をいう。
- (2) 出版物 雑誌、カタログ、ポスターその他の販売又は配布を目的とした書物又は図画をいう。
- (3) 撮影 映像又は出版物を制作するために行う撮影をいう。
- (4) 撮影者 撮影する者又は撮影に関し必要な権限を有している者をいう。
- (5) 撮影受入施設 撮影を受け入れる施設をいう。
- (6) 施設管理者 撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。

(事業内容等)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 撮影の誘致及び撮影受入施設の募集及び登録
- (2) 撮影に関する相談及び情報提供等の撮影支援（以下「撮影支援」という。）
- (3) 市内のロケーション撮影の情報収集及び広報
- (4) その他本事業を実施するにあたり必要な事項

(撮影支援の基準)

第4条 撮影支援を受けることができる撮影は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 不特定多数の者が視聴し、又は購読することができる映像又は出版物であること。
- (2) 施設管理者から撮影の許可を得ていること。
- (3) 撮影の際、撮影受入施設の周囲に影響を及ぼすことが予想されるときは、あらかじめ、周辺の住民、企業等の了承を得ること。
- (4) 撮影の際、現場管理者を配置し、撮影現場の管理を適切に行うとともに、通行人、施設利用者等の安全に配慮すること。

(撮影支援の対象外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する撮影は、撮影支援の

対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像又は出版物の撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構から「R15+」又は「R18+」指定を受ける見込みの映画の撮影
- (3) 視聴制限を設ける予定のテレビ等放送番組に係る映像の撮影
- (4) 公序良俗に反する映像の撮影
- (5) 法令等を遵守せずに行われる撮影
- (6) 本事業の趣旨に反する映像又は出版物の撮影
- (7) 市や施設管理者の指示に従わない等、本事業の運営上支障がある撮影
- (8) 公益を害する恐れのある撮影
- (9) 神栖市暴力団排除条例（平成24年神栖市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有すると認められる者が行う撮影
- (10) その他市長が対象外と認めた撮影
（撮影支援の申請等）

第6条 撮影支援を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として撮影希望日の1か月前までに「かみすフィルムコミッション撮影支援申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) スケジュール
- (3) 演出者表、スタッフ表
- (4) 図面その他撮影に関する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

（撮影支援の承認）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、撮影対応の可否（支援を行う場合は、その支援内容を含む。）をかみすフィルムコミッション撮影支援承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（撮影支援の取消し）

第8条 市長は、前条の規定による撮影支援の承認を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、当該撮影支援の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、かみすフィルムコミッション撮影支援承認取消通知書（様式第3号）に

より、当該申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により撮影支援の承認を受けたとき。
 - (2) この告示に基づく市長が別に定める事項に違反したとき。
 - (3) その他撮影支援を受けるにふさわしくない行為があったとき。
- (市への協力)

第9条 申請者は、撮影支援を受けた映像又は出版物を公開、放映、放送又は出版をするときは、本事業を広くPRし、次に掲げる市への協力を努めるものとする。

- (1) 当該映像又は出版物等に「かみすフィルムコミッション」(英語表記の場合「Kamisu Film Commission」)のクレジット等の表示。
 - (2) 市による撮影等現場撮影の許可。
 - (3) 撮影風景、撮影情報等を市の広報紙又はホームページ等への掲載許可。
 - (4) 撮影に係る台本、PRポスター又はサインその他グッズ等関連物の市への提供。
 - (5) 撮影を実施したことによる経済効果の測定に関する調査協力
- (免責)

第10条 市は、撮影支援した映像又は出版物の内容について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 撮影者又は施設管理者は、撮影に関連し、損害等が発生した場合であっても、市にその賠償を求めることはできない。
- 3 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、又は撮影の許可を得た後、施設管理者から当該許可を取り消された等により、予定通りに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、市に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第11条 本事業の調整等にかかる費用は、無償とする。

- 2 撮影受入施設において撮影を行ったときの当該施設の利用料金は、撮影者が負担する。

(庶務)

第12条 本事業に関する庶務は、フィルムコミッション所管課において処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。